

守広第25号の2
平成25年7月11日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

守口市長 西端 勝樹

2013年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

要望項目

1. 国民健康保険について

（保険課）

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役時代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

保険料は、各保険制度における医療需要によって決定されます。国民健康保険については、制度の財政負担を緩和させるため、後期高齢者医療制度や前期高齢者の財政調整などが実施されおり、また、本市においては、国保財政の健全化を図る意味から、一般会計からの繰入金による支援を実施しているところです。

平成24年度は、総額で約5億2千万円の基準外繰入れを実施いたしました。

しかしながら国民健康保険制度が、特別会計として位置付けられており、その歳入財源は国庫負担等と国保加入者の保険料で賄われる制度の趣旨をよく理解し、今後は、制度改正による国保財政への影響を見極め、慎重に対応してまいりますのでご理解をお願いします。

また、平成24年度より保険料算定につきましては、所得割額の賦課割合を5%引下げて、世帯別平等割を5%引上げを実施し、複数世帯への保険料の負担を軽減するとともに、低所得者、多子世帯、母子世帯、障害者などその生活実態や就労状況などを確認し、失業、事業不振を含め、減免制度を設けておりますことから、今後も個々の実情をよく確認した上で、要綱に基づき、その実情に応じた適切な対応を実施してまいります。

一部負担金については、平成22年9月の厚生労働省通知により平成23年3月末をもって全ての見直しを図ったところがございます。今後は、これらの基準を基に公平性を図る観点から、慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

その上で減免制度だけでなく、全般的な医療制度の改正点など啓発に努めてまいります。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

法令に反することのないよう給付を行うことを大前提として、「特別な事情」がある場合も考慮して納付相談を行うように心掛けております。

資格証明書の発行につきましては、法の趣旨をよく理解した上で、法令遵守に徹しているところです。また、短期保険証の交付につきましては、滞納額が多い場合におきましても、交付することを前提として、生活実態に応じた納付の相談を行っております。

子どもの保険証につきましては、漏れなく交付する態勢を堅持し、無保険状態が発生しないように交付しております。

- ③ 滞納処分については法令を順守し、注文前には必ず面談し生活全般の相談にのること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収税153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづき、ただちに滞納処分の停止を行うこと。

滞納処分につきましては、強制徴収よりも自主納付の方が望ましいという観点から、むやみに実施することのないように、過去の納付相談記録等を十分に勘案し、また、面談の機会を得た場合は、詳細な生活実態の把握に努め、生活困窮に堕らせることのないように細心の注意を払って実施しております。

無財産・生活困窮状態が明らかである場合は、滞納処分の停止を図り、また、生活保護受給者につきましても、滞納処分の停止を視野に入れて、適切に対応するように心掛けております。

- ④ 国や府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくこと。

国や府から出されている通知につきましては、適切に整理・保管をしており、全ての係員が閲覧できるようにしております。また担当者に変更があった場合でも、速やかに引き継ぎを行い、事務に支障がでることのないよう努めております。

- ⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

滞納世帯との納付相談の際、生活困窮が顕著である世帯につきましては、生活保護担当課への相談を促すように心掛けております。

また、本人に対する滞納処分に関わっての通知等の情報については、個人情報が含まれるものもあることから、慎重に取り扱い、必要の範囲内で共有していくよう努めてまいります。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

本市におきましては、公益を代表する委員として市議会議員2名と被保険者を代表する委員として4名の選出をお願いし、市民の代表という立場からもご意見を頂戴しているところですが、今後、他の協議会や近隣市の状況も参考にし、検討をしてみたいと考えております。

また、新たに傍聴などの委員会の制度運営につきましては、協議会自身や委員長の裁量にもよるところでありますので、今後、各市の状況も見ながら提案をしてみたいと考えております。

- ⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付により拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するように大阪府に強く意見をだすこと。

市町村単位で国保を運営、継続していくことが困難である現状において、広域化支援方針は、国民皆保険制度を堅持していくため、本市におきましても、非常に意義がある重要な事項であると考えております。また、共同安定化事業の全医療費への拡大に向けては、広域化するメリットをより活かし、デメリットを少なくしていくことができるよう、国、府に要望してまいりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

(保険課)

- ⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

本市の場合、大阪府の医療助成4事業（老人医療費、障がい者医療費、ひとり親医療費、乳幼児医療費）を実施していることにより、国から交付される療養給付費等負担金が減額されています。

現在のところは、大阪府から補助金が交付され、市の一般会計からも繰入がされておりますが、今後は、国に対してペナルティ分の廃止、福祉医療助成の拡充を要求していくよう進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品・水・食料・燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

(健康推進課)

本市の休日・夜間の初期救急医療体制として、守口市民保健センター内において、土曜日、日曜、祝日に守口市内科・小児科休日応急診療所を開設しており、歯科休日応急診療は、日曜・祝日に開設しています。また夜間の小児救急は枚方市にある

北河内夜間救急センターで行っています。

地域の救急医療は一市単独で出来得るものでなく、北河内7市の負担金で北河内二次救急医療協議会を組織し、補助対象医療機関のほか、大阪市内の中野こども病院を協力医療機関として位置付け、補助金を交付しております。

災害時の医療体制の重要性は十分認識しており、守口保健所管内健康危機管理関係機関会議におきまして、関係機関の連携強化について協議を重ねているところです。

(危機管理課)

災害時等の備蓄品につきましては、市内の備蓄倉庫に保管しており、現状の把握は備蓄倉庫単位でできております。また、食料等の期限切れが近づいた物は有効利用し、その備蓄量の維持にも努めております。

2. 健診について

(健康推進課)

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受信しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

守口市では、従来の市民健診とほぼ同様の健診を実施するため、特定健診の内容だけでなく、市独自の検査項目も追加しており、胸部レントゲン検査も肺がん検診として同時実施しております。

その費用については、各医療保険者が設定している料金を負担していただいておりますが、守口市国民健康保険に加入されている方、15歳～40歳未満の方及び15歳以上の生活保護受給者の方は無料にて実施しております。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

守口市では、がん検診等のうち子宮・肺・前立腺・乳がん（超音波検査）及び肝炎ウイルス検診につきましては、特定健診と同時実施が可能となっています。また、大腸がん検診の検体容器も特定健診受診時にお渡ししております。

がん検診負担額につきましては、受益と負担の面、府下各市の検診負担額との均衡及び多様な市民層に負担していただける範囲等を考慮して金額を設定しております。

- ③ 人間ドック助成も行うこと。

市民保健センターでの集団直営方式を基本に、高齢者の医療の確保法や健康増進法等の規定以上の各種健康診査事業を実施しておりますことから、人間ドック助成につきましては現在のところ実施の検討はしていません。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

守口市では、仕事等により平日の特定健診の受診が困難な方については、土日の予約健診も実施しております。

健診受診歴のデータ確認、胸部レントゲン装置を含む各種検査機器の管理及びがん検診の同時実施等の様々な条件を考慮しまして、当面の間、現行の保健センターでの集団定点方式で実施してまいりたいと思います。

3. 生活保護について

(生活福祉課)

- ① ケースワーカーの増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権 高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

本市におきましては、平成16年以降は、社会福祉士、及び手話通訳士等の有資格者を配置して、資質の向上を図り本制度の適正な運営に努めております。

また、生活保護の実務を担当する職員が利用者の立場に立って相談援助を行えるよう、毎月研修会を行い、意識の高揚を図れるよう対応しております。

また、今年度は、外部から講師を招き、「対人援助のあり方」について、研修を実施したところです。所外で実施される研修にも、積極的に参加するよう努めております。

- ② 埼玉県三郷（みさと）市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

申請意思のある方については、面接相談の話の中で却下となることが明らかなケースであっても申請権を侵害しない立場から申請を受理しています。また入院中の方の場合は申請したい旨の連絡を御本人や病院関係者からいただければ出張面接で対応させてもらっています。

「しおり（保護のてびき）」・申請書については、常時配架はしておりませんが、申し出ていただければお渡ししています。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視の就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

申請前の指導は、従前よりいたしておりません。

就労支援につきましても、就労障害要因を総合的に把握し、無理な就労指導はしておりません。個々の実態に合うよう就労支援員によるカウンセリングなどを利用し、支援を実施しております。

また、就労支援の一環として、求人開拓員を配置し、求人情報収集を行うことでニーズを積極的に開拓しています。

- ④ 通院や就職活動などのための移動費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

交通費の支給は、法及び実施要領の趣旨に沿った内容で吟味し、適正な運用をおこなっています。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。

医療券につきましては、急迫した状態にある場合等を除き、市役所の開庁時間帯は原則として、生活福祉課窓口にて申請の上、医療券の交付を受け、月ごと、医療機関ごとに医療機関へ提出することを、生活保護のしおりや、訪問等の面談を通じて、被保護者に対して周知しているところです。

しかしながら、市役所閉庁時や急病時の対応については、医療券の交付を受けることは困難であることから、休日夜間等診療依頼書（仮称）についての必要性は認識しており、今年度中の導入について検討しているところです。

また、全国で統一された医療証の発行については、府を通じて要望してまいります。

- ⑥ 枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

保有を容認しなければならない事情等がある場合は、法及び実施要領に従い保有の可否を検討しており、画一的な取扱いにならないよう努めています。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

生活保護費の不正受給や暴力団員などによる不正受給の防止、貧困ビジネス等による受給者の被害の防止や緊急に支援が必要な人の発見を目的に、市民からの情報を得るため、「生活保護適正化情報ダイヤル」を設置し、更なる保護制度の厳正な実施を図ってまいろうとするものです。

4. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

(医療助成課)

- ① こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

中学校卒業までの対象年齢の拡充、所得制限なし及び無料化につきましては、限られた財源の中で安定的な本制度を維持していくためにも、今後厳しい財政状況を見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

なお、府に対しては、引き続き制度拡充につきまして要望し、乳幼児医療助成制度の拡充に努めてまいります。

(健康推進課)

- ② いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

妊婦健診の助成金につきましては、妊婦1人あたり、平成24年度の63,000円(4,500円の14回分)から平成25年度は77,000円(5,500円の14回分)と増額いたしました。

本市としては今後もひきつづき、他市の状況も見極めつつ対処していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

(学校教育課)

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は、生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策すること。

就学援助費の適用条件ですが、本市における就学援助費認定基準額は、標準生計費を基に税金や社会保険料を加味し、設定していた同基準額を基礎とし、大阪市における消費者物価の増減により算出しています。

このことから、その適用条件につきましても、それらを含めた収入額又は所得額で認定判定を行っています。

この認定基準額ですが、毎年度見直しを行い、その額が確定するのが3月下旬となることから、申請書等を4月上旬に配付し、5月末までに提出いただいています。

しかし、その後の家族構成や所得の確認において、書類等の不備によ

り認定判定ができない方があり、その方々について一定期間を設け、必要書類等を提出いただき、再度認定判定を行っています。

このように、より多くの方に対し、1回目に支給できるよう努めていることから、就学援助費の1回目の支給は9月の支給となっています。

この1回目の支給時期につきましては、出来る限り早い時期に支給できるよう研究したいと考えています。

なお、本市における就学援助費の手続きにつきましては、以前より学校以外に市教育委員会でも手続きいただいているところです。

(企画課・児童課)

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

本市の活力を維持し、将来に向けて成長するためには、次代を担う若い世代の定住、転入を促すことが不可欠であると考えております。第五次総合基本計画に基づき、住んでみたい、住み続けたい魅力的なまちとなるよう、教育、子育ての充実や総合的な住環境の整備に努めるとともに、子育て世代への有効な支援策についても引き続き研究してまいります。